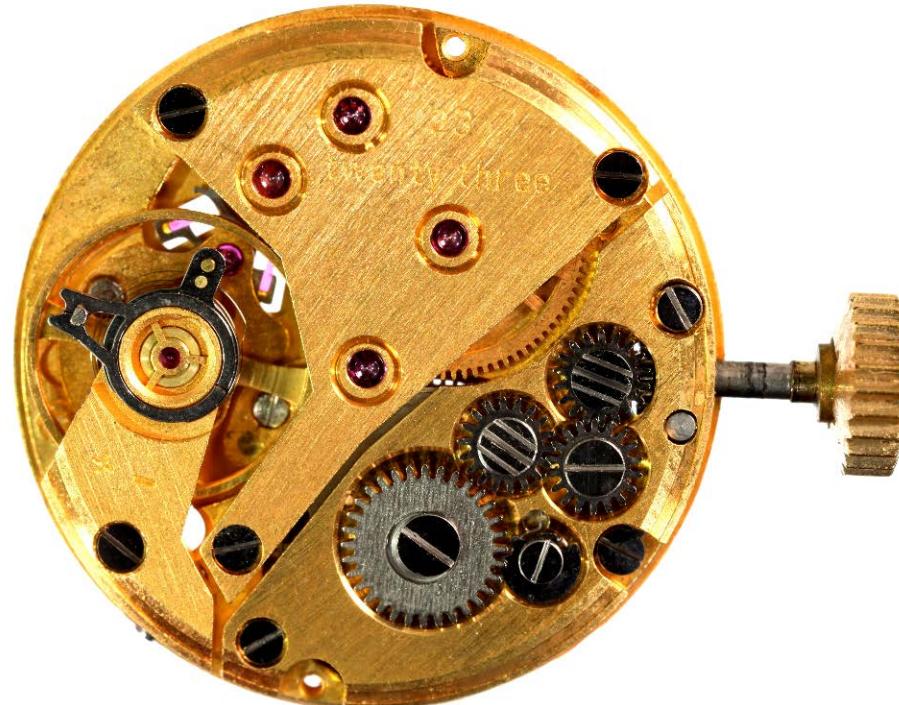


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2019年12月3日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



**IASBは、IFRS第17号を修正するために新たな論点を議論することに同意
審議は3カ月間で完了予定**

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2019年12月3日

目次

- 2019年11月20日IASB会議のハイライト
- IASBの審議内容および決定の詳細な分析（2019年12月10日から12日のIASB会議で審議予定の主要論点に係るレビューなど）
- 次のステップ

2019年11月20日IASB会議のハイライト

- IASBは、公開草案（ED）「IFRS第17号の修正」に対してコメント提出者から提起されたいくつかの事項について、再審議の計画を検討し、暫定的に決定した。論点は3つのリストにグループ化された。
 - 第1のリストには、IASBが2019年12月10日から12日の会議で確認する旨を暫定的に決定した修正案が含まれている（アジェンダ・ペーパーAP2A）。これらの項目については、コメント提出者から全体的に支持を得ているため、限定的な議論で審議される予定である。
 - 第2のリストには、IASBがコメント提出者からのフィードバックを検討し、更に議論を行うと暫定的に決定した論点が含まれている。このリストの中のいくつかの項目は、2019年12月10日から12日のIASB会議で審議される予定である（アジェンダ・ペーパーAP2B、AP2C）。
 - 第3のリストには、IASBがこれ以上検討しないと暫定的に決定した論点が含まれている。これ以上検討しない理由は、コメント提出者から全体的に支持を受けたためか、または追加の議論を必要とするような新しい情報がコメント・レターに存在しなかったか、のいずれかである。

コメント・レターの要約－概要と導入

- 2019年11月7日現在、IASBには122通のコメント・レターが寄せられた。

地域別	コメント提出者		コメント提出者の分類		件数	割合
	件数	割合				
欧州	49	40%	作成者・作成者代表団体		51	42%
アジア	27	22%	基準設定主体		23	19%
グローバル	18	15%	会計士団体		13	10%
カナダ	9	7%	アクチュアリー事務所・アクチュアリー業界団体		12	10%
オセアニア	8	7%	監査人・会計事務所		7	6%
アフリカ	7	6%	個人、コンサルティング、教育機関		7	6%
米国および中南米	4	3%	財務諸表利用者		5	4%
合計	122	100%	規制当局		4	3%
			合計		122	100%

- コメント提出者は、主に、EDで提起された質問に答える形で修正案に対するフィードバックを提供したが、全体的には、修正案に対する支持を表明した。しかし、コメント提出者の中には、IASBは以下を行うべきであると考える者もいた。

(a) 一部の修正案の適用範囲を拡張する

(b) EDの作成過程で一部のコメント提出者が提起し、IASBが検討したものの、提案しないと決定した修正を再検討する

(c) 一部のコメント提出者が最近識別した新たな懸念事項や適用上の論点を検討する

審議計画

コメント提出者からのフィードバックを更に検討するために、スタッフがIASBに提案した論点リストは、全会一致で承認された。

1. クレジットカードについての範囲除外の提案
2. 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収についての修正案
3. 投資サービスに帰属するCSMの修正案 一直接連動有配当契約以外の保険契約のカバー単位、開示及び用語法
4. 保有している再保険契約についての修正案—損失の回収
5. リスク軽減オプションの適用可能性—純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品
6. IFRS第17号の発効日の提案及びIFRS第4号「保険契約」におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の延長の提案
7. 経過措置—リスク軽減オプションの遡及適用の禁止
8. 軽微な修正の提案
9. 集約レベル—保険契約者間でリスクが世代間共有される保険契約（相互扶助の保険契約）に係る年次コホート
10. 企業結合—決済期間において取得した契約
11. 期中財務諸表
12. 追加の具体的な経過的修正及び救済措置

論点9から論点12は、EDに含まれなかった論点に関連したコメント・レターからの提案である。デロイト・コメント・レターでは、論点9及び論点10についてIFRS第17号の改善を提案した。



2019年12月10日から12日のIASB会議

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 集約レベル

コメント提出者からのコメント

- 複数のコメント提出者は、年次コホートの要求事項を**変更せずに維持する**というIASBの決定についてコメントした。年次コホートの要求事項に関するコメント提出者のほとんどは、欧州の関係者であった。
- 年次コホートの要求事項に関するコメント提出者のうち、
 - 少数のコメント提出者は、要求事項を**修正しない**というIASBの決定に支持を表明し、その決定を再確認するようにIASBに要請した。
 - 複数のコメント提出者は、すべての保険契約について、IASBが年次コホートの要求事項を**修正**または**削除**することが好ましいと考えた。
 - 複数のコメント提出者は、年次コホートの要求事項を全体的なに支持するか、または当該要求事項へのコメントを控えたが、保険契約者間でリスクが世代間共有される保険契約については、IASBが年次コホートの要求事項を**免除する必要がある**と提案した。
 - 1名のコメント提出者は、特定の保険契約のサブセットに対する年次コホートの要求事項の**免除を特定しない**ようにIASBに要請した
 - 複数のコメント提出者は、経過措置の修正遡及アプローチ（MRA）及び公正価値アプローチ（FVA）における、現行の年次コホートの経過措置と比較して、IASBが**追加で経過的な救済措置を提供すべきである**と提案した。

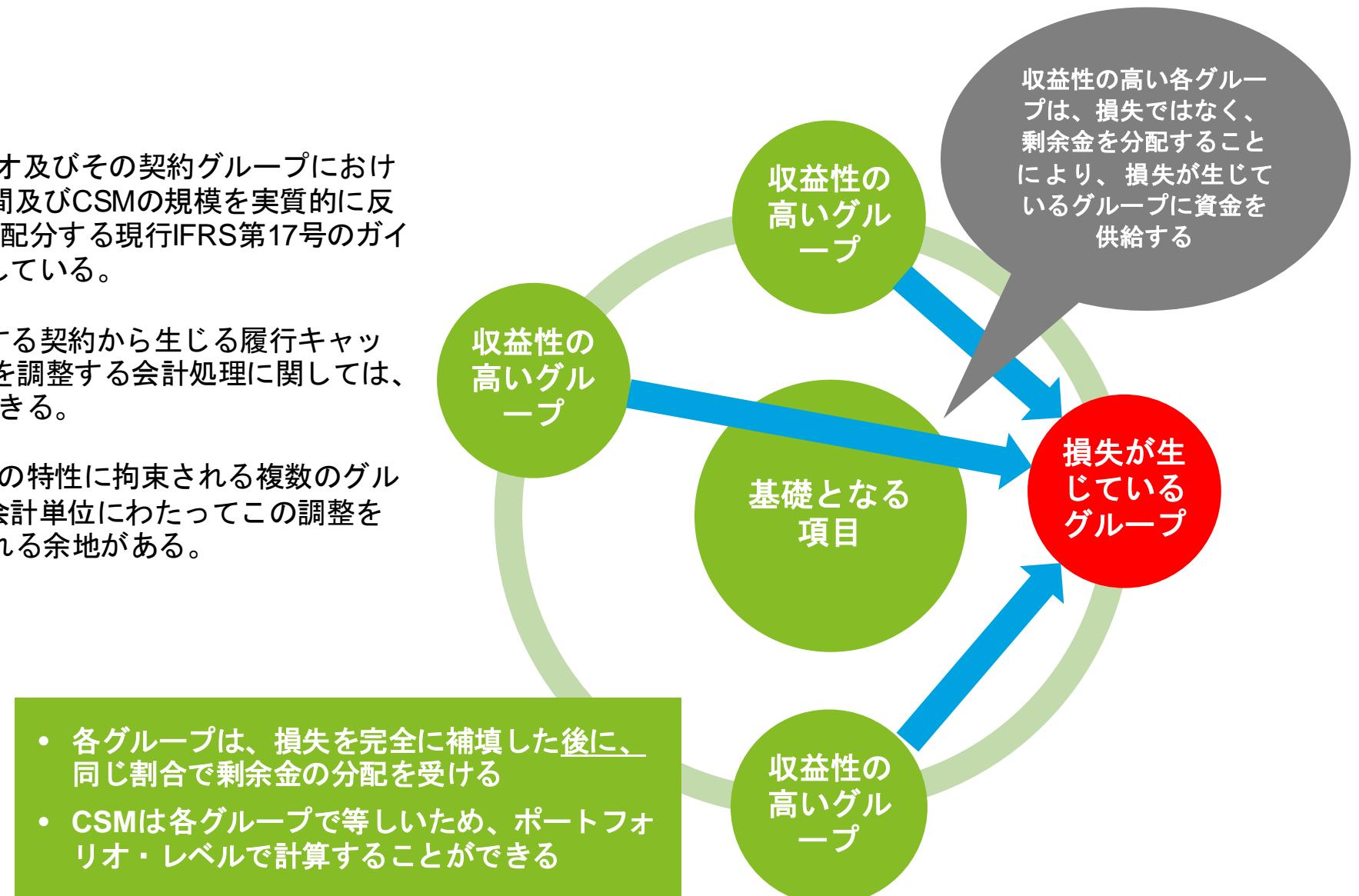
スタッフの意見と提案

- スタッフは、特定の保険契約に係る年次コホートのコストと便益のバランスに関するアウトリーチ及びコメント・レターによる追加情報が、過去にIASBが行った決定に関連するか否かを、再審議の一環として、IASBが検討すべきであると考えており、コメント提出者からの**フィードバックを更に検討する**よう提案した。

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 集約レベル

デロイトの視点

- デロイトは、契約のポートフォリオ及びその契約グループにおける契約に関連した保険サービス期間及びCSMの規模を実質的に反映する方法で、CSMを保険収益に配分する現行IFRS第17号のガイダンスの必要性を依然として支持している。
- しかし、「相互扶助」の特性を有する契約から生じる履行キャッシュ・フローの変動によってCSMを調整する会計処理に関しては、IFRS第17号のガイダンスを改善できる。
- IFRS第17号は、同じ「相互扶助」の特性に拘束される複数のグループから構成される、より大きな会計単位にわたってこの調整を行う方法について、より精緻化される余地がある。



IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 企業結合一決済期間において取得した契約

コメント提出者からのコメント

保険金の決済期間に企業が保険契約を取得した場合に、**保険金の決済に係る負債を残存カバーに係る負債**として分類するという要求事項を**変更せずに維持する**というIASBの決定に対してコメントを寄せた多くのコメント提出者は、

- (a) IASBがIFRS第17号を**修正**し、あらゆる状況において、保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に係る負債を、発生保険金に係る負債として分類することを認めるように提案した。
- (b) そのような修正について、次のような見解を表明した。
 - (i) IFRS第17号によって提供される情報の有用性を高める
 - (ii) 複雑性とコストを軽減する

スタッフの意見と提案

- スタッフは、決済期間において取得した契約の保険事故の判定に疑問を呈するコメント提出者のフィードバックを識別した。
- スタッフは、IASBがコメント提出者による**フィードバックを更に検討する**ように提案した。

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 企業結合一決済期間において取得した契約

デロイトの視点

- 取得した「発生保険金に係る負債」は「新規契約」として取扱い、取得日に、CSMを伴う「残存カバーに係る負債」を計上する。
- 基礎となる保険契約者に対する待機義務がない場合、保険収益は保険金処理活動の範囲外で計上される。
- 投資家はその分析上、このような収益を取り込みます、ランオフの純損益を表す保険サービス費用の調整として再分類する可能性が高い。
- 保険収益及び保険サービス費用について、より有用性を高める表示が採用される場合、測定原則（すなわち、CSMの計算と報告）は順守される。

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 期中財務諸表

コメント提出者からのコメント

- IFRS第17号の期中財務諸表に係る要求事項に対して、各地域のコメント提出者からコメントが寄せられた。これらコメント提出者には、作成者および作成者代表団体の約半数が含まれている。
- ほとんどのコメント提出は、当該要求事項の適用について、以下のような懸念を表明した。
 - 複数のコメント提出者は、IFRS第17号B137項の要求事項が、軽減されるはずの負担よりも大きな実務上の負担をもたらすと考えている。
 - 複数のコメント提出者は、現在は年度累計ベースで期中財務諸表を作成している企業にとって、IFRS第17号B137項の要求事項が既存の保険会計実務を根本的に変える結果をもたらすと指摘した。
 - その他のコメント提出者は、IFRS第17号B137項の要求事項は有用な情報をもたらさないと述べた。

スタッフの意見と提案

- スタッフは、IFRS第17号B137項の要求事項に係るコストと便益のバランスに関するアウトリーチ及びコメント・レターによる追加情報を識別した。
- スタッフは、コメント提出者からのフィードバックを更に検討するよう提案した。

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 期中財務諸表

デロイトの視点

- デロイトは、本論点については中立的な立場である。
- デロイトは、IAS第34号からの逸脱及びIAS第17号に含まれる結論の根拠に注目している。
- IAS第34号の一般原則に従った場合に比べ、当該要求事項の負担がより大きいことは、デロイトのグローバルな導入支援作業から明らかである。

IASBが検討したものの、IFRS第17号の修正提案が行われなかった分野 追加の具体的な経過的修正及び救済措置

コメント提出者からのコメント

- 少数のコメント提出者からは、IFRS第17号の経過措置に係る要求事項に対して、以下のようなコメントがあった。
 - (a) IFRS第17号を遡及適用する際、企業が見積りを使用するとIASBが考えている旨を、EDの結論の根拠でIASBが説明している点を評価する。
 - (b) 修正遡及アプローチ（MRA）には制約が多すぎる点を依然として懸念しており、MRAの適用に当たっては、特定の修正を行うのではなく、企業に対して全体的により多くの選択肢と柔軟性を広く認めるようにIASBに提案する。
 - (c) 修正遡及アプローチ（MRA）における経過的救済措置と同様、完全遡及アプローチ（FRA）の適用企業に対しても、追加の具体的な経過的修正及び救済措置を提供するようにIASBに提案する。

スタッフの意見と提案

- スタッフは、IASBの対応について以下のように考えている。
 - (a) MRAにおけるより多くの選択肢および柔軟性を企業に認めるという全体的な提案について更に検討する必要はない。
 - (b) FRAにおいて救済措置を認めると、FRAの目的と矛盾することとなり、財務諸表利用者にとって情報の有用性が減少するため、当該救済措置を検討する必要はない。
 - (c) 再審議において、コメント提出者から提案された追加の具体的な経過的修正及び救済措置を検討すべきである。
- スタッフは、追加の具体的な経過的修正及び救済措置に関するコメント提出者からのフィードバックを更に検討するよう提案した。

コメント・レターの要約—公開草案の質問に対するフィードバック

質問2—保険獲得キャッシュ・フロー（IACF）の予想される回収

フィードバック

- ほとんどのコメント提出者は、IFRS第17号の修正に係るIASBの提案とその根拠に同意した。
 - (a) 複数のコメント提出者は、以下の提案をIASBに行った。
 - (i) 更新予定の契約へのIACFの配分及び減損損失の決定に係るガイダンスの提供
 - (ii) IACFに係る資産を認識し、その資産の回収可能性を評価するために使用する会計単位の明確化
 - (iii) 修正案の文言と現行IFRS第17号の要求事項との関係性の明確化
 - (b) 複数のコメント提出者は、事実及び状況によりIACFに係る資産の減損している可能性があることが示されている場合、当該資産の回収可能性を評価する要求事項の提案は過度に複雑である、との見解を示した。

スタッフの意見と提案

- スタッフは以下のように考えている。
 - (a) アウトリーチ及びコメント・レターによるフィードバックは、IACFに関するEDの提案をIASBが確認する旨を支持するものである。
 - (b) IASBは、再審議の一環として、コメント提出者の懸念及び提案を検討すべきである。
- スタッフは、コメント提出者によるフィードバックを更に検討するよう提案した。

コメント・レターの要約—公開草案の質問に対するフィードバック 質問2—保険獲得キャッシュ・フロー（IACF）の予想される回収

2019年12月10から12日のIASB会議におけるIASBスタッフの提案

- 保険カバー前の資産には、手数料など、特定の契約について計算されるが、経済的には将来の契約の更新に関するコストが含まれる可能性がある旨を確認する。
- 保険獲得キャッシュ・フローが配分される会計単位は、保険契約グループである。しかし、保険獲得キャッシュ・フローがグループに配分される前の資産の減損は、保険獲得キャッシュ・フローが支払われたポートフォリオに対して認識される。
- IFRS第17号では、保険カバー前の資産について、ロール・フォワード調整表を開示することが要求されている。この資産は財政状態計算書上、ポートフォリオの帳簿価額の一部であり、個別には表示されない。
- 保険カバー前の資産の予想配分に関する開示（適切な期間帯で）

デロイトの視点

- デロイトは、IFRS第17号の修正を支持する。
- デロイトの第1の提案は、減損テストの改善に関する以下の事項である。
 - 将来の正味キャッシュ・インフローの計算方法、および
 - 報告日における「回収可能価額」の算出方法
- デロイトの第2の提案は、保険者がPAAを使用する場合に首尾一貫した適用を要求することである。保険獲得キャッシュ・フローの処理に関する会計方針の選択は、保険カバー前の資産からの配分が行われた後においてのみ行われるべきである。

コメント・レターの要約－公開草案の質問に対するフィードバック

質問4－保有している再保険契約－損失の回収

フィードバック

- ほとんどのコメント提出者は、IFRS第17号の修正案の目的に対する支持を表明した。しかし、投資家への業務成績の説明をより簡単にするというIASBの目的を達成するためには、修正案に改善が必要であるとの見解を表明した。コメント提出者は以下について懸念を表明した。
 - 修正が適用される保有している再保険契約の母集団に関する提案
 - 収益の計算(損失の回収)に関する提案。特に、規制当局及び各国の基準設定主体を含む、一部のコメント提出者は、この提案によって、正味でコスト・ポジションの保有している再保険契約において収益を認識する結果につながるとの懸念を表明した。

スタッフの意見と提案

- スタッフは以下のように考えている。
 - アウトリーチ及びコメントレターによるフィードバックは、保有している再保険契約について、提案の方向性で、IASBが進むことを支持するものである
 - IASBは、再審議の一環として、コメント提出者から寄せられた懸念及び提案を検討すべきである。
- スタッフは、コメント提出者からのフィードバックを更に検討するように提案した。

コメント・レターの要約－公開草案の質問に対するフィードバック

質問4－保有している再保険契約－損失の回収

2019年12月10から12日のIASB会議におけるIASBスタッフの提案

- IFRS第17号の修正案の範囲を拡張して、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に、企業が損失を認識する場合に、保有している再保険契約グループのCSMを調整するように要求する。
- 上記のIFRS第17号の修正は、保有している再保険契約が、基礎となる保険契約について損失が認識される前又はそれと同時に認識される場合にのみ適用される旨を確認する。
- 修正案の範囲を拡張した結果として、収益の計算の提案を修正する。
- IFRS第17号「結論の根拠」BC304項に対する注記の提案を削除する。
- IFRS第17号の最終的な修正において、IFRS第17号第66項(c)(ii)（基礎となる保険契約グループが不利となった場合の保有している再保険契約グループの事後測定について）は、基礎となる保険契約がPAAによって測定される場合にも適用される旨を明確化する。

デロイトの視点

- デロイトは、IFRS第17号の修正を支持したが、EDの範囲の拡張を提案した。IASBスタッフペーパーの提案には、デロイトの提案がある程度取り込まれていると思われる。

コメント・レターの要約—公開草案の質問に対するフィードバック

質問7 (a) - (b) IFRS第17号の発効日及びIFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除

フィードバック

- ほぼすべてのコメント提出者が、IFRS第17号の発効日を延期するというIASBの提案を支持した。その他のコメント提出者は、本提案について見解を表明していないが、世界各国の企業がIFRS第17号を同時に適用開始することが重要であるとコメントした。
- 全体として、コメント提出者は、一部の保険者がIFRS第17号とIFRS第9号を同時に適用開始できるよう、IFRS第9号の適用を更に遅らせるというIASBの提案を支持した。

スタッフの意見と提案

- スタッフは以下のように考えている。
 - (a) アウトリーチ及びコメント・トレターによるフィードバックは、IASBがIFRS第17号の発効日延期の提案を確認する旨を支持するものである。
 - (b) アウトリーチ及びコメント・レターによるフィードバックは、IASBがIFRS第9号の一時的免除の延長の提案を確認する旨を支持するものである。
 - (c) IASBは、IFRS第17号の発効日に関するコメント提出者の懸念及び提案を検討すると同時に、再審議の一環としてコメント提出者からのフィードバックを検討すべきである。
- スタッフは、コメント提出者からのフィードバックを更に検討するよう提案した。

2019年12月10から12日のIASB会議のアジェンダ・ペーパーAP2Aにおける第1のリストと提案

2019年12月10から12日の会議で確認するようスタッフがIASBに提案した修正案のリストは、全会一致で承認された。以下は、今月の会議(アジェンダ・ペーパーAP2A)で投票される一連の提案内容である。

論点	IASBスタッフの提案
融資についての範囲除外	<ul style="list-style-type: none">除外は任意のままで、ポートフォリオ単位で取消不能の指定を行うこととすべきであるIFRS第17号には、これらの契約がIFRS第9号のSPP1テストを満たすか否かに係るガイダンスを含めない
投資サービスに帰属するCSM 一直接連動有配当保険契約についてのカバー単位	<ul style="list-style-type: none">VFAの適用対象となる契約について、カバー単位が保険サービス及び投資サービスの両方を含むための要求事項を承認する
財政状態計算書における表示—グループ・レベルではなくポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none">財政状態計算書における表示は、保険契約のポートフォリオを集約レベルとして使用することを義務付ける。保有している再保険契約については、引き続き、別個に表示する
リスク軽減オプションの適用可能性—保有している再保険契約	<ul style="list-style-type: none">保有している再保険は、IFRS第17号の新しいヘッジ会計(「リスク軽減オプション」)において認められたヘッジ手段となる
企業結合についての経過的な救済措置	<ul style="list-style-type: none">企業結合またはポートフォリオ移転のいずれかによって取得した発生保険金に係る負債に対して適用可能とするために、経過的な救済措置を微修正する
リスク軽減オプションについての経過的な救済措置—移行日からの適用及び公正価値アプローチ(FVA)を適用する選択肢	<ul style="list-style-type: none">比較期間の損益の完全遡及修正、及び移行日の財政状態計算書におけるFVAの選択的適用を認める、EDのアプローチを承認する

EDで提案された通りに維持される項目のリスト

スタッフはIASBに対し、14項目のリストについて、**これ以上検討しない**ことを提案した。審議の結果、提案は**13対1の賛成多数で承認された**。現時点で、これらの論点は最終決定されており、IFRS第17号の修正文書のドラフト作成に進む予定である。

1. 財政状態計算書における表示—未収保険料及び未払保険金
2. 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのリスク軽減オプション
3. 発効日—IFRS第17号の適用開始時の比較情報
4. 集約レベル—相互扶助特性を有する保険契約以外のすべての保険契約についての年次コホート
5. 保有している再保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フロー
6. 割引率及び非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性
7. 企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整
8. CSMの修正を決定するために使用する割引率
9. 保険金融収益又は費用(IFIE)についてのその他の包括利益オプション
10. 企業結合—取得した契約の分類
11. 変動手数料アプローチ(VFA)の範囲—保有している再保険契約及び発行した再保険契約
12. 保険契約を発行する相互会社
13. 経過措置—修正遡及アプローチ(MRA)における全体的な選択制及び柔軟性
14. 経過措置—完全遡及アプローチ(FRA)における救済措置

EDで提案された通りに維持される項目のリスト

コメント提出者からのコメント

IASBが審議の一部として議論する必要はなく、**公表済みのIFRS第17号またはEDで修正されたIFRS第17号の文書を維持すること**を、スタッフが提案した論点。

(5) 保有している再保険契約の境界線内にあるキャッシュ・フロー

- 複数のコメント提出者は、保有している再保険契約の契約の境界線に係るIFRS第17号の要求事項を**変更せずに維持する**というIASBの決定に対してコメントを寄せた。これらのコメント提出者のほぼ全員がIASBの決定に反対した。
- 少数のコメント提出者は、EDのBC183項で説明されているIASBの見解、すなわち、**保有している再保険契約と基礎となる保険契約との間に生じる差異は会計上のミスマッチではなく、多くの場合、キャッシュ・フローの発生時期の相違や割引率の相違に関連する**というIASBの見解に、依然として反対であった。

(6) 割引率及び非金融リスクのリスク調整の決定における主観性

- 少数のコメント提出者が、割引率及び非金融リスクのリスク調整を決定する要求事項を**変更せずに維持する**というIASBの決定に対してコメントを寄せた。これらのコメント提出者の多くは、審議会の決定に支持を表明した。

(7) 企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整

- 少数のコメント提出者が、グループ企業の連結財務諸表における非金融リスクに係るリスク調整を決定する要求事項を**変更せずに維持する**というIASBの決定に対してコメントを寄せた。これらのコメント提出者は、審議会の決定に支持を表明した。

EDで提案された通りに維持される項目のリスト

コメント提出者からのコメント

(11) VFAの範囲—発行した再保険契約

- 複数のコメント提出者は、発行した再保険契約にVFAを適用することの禁止を**変更せずに維持する**というIASBの決定についてコメントを寄せた。これらのコメント提出者のほとんどは、欧州の作成者及び作成者代表団体であった。
- これらのコメント提出者は、IASBの決定に反対であり、IFRS第17号B101項の基準を満たす場合、再保険契約を発行する企業が再保険契約にVFAを適用することを認めるように、IASBがIFRS第17号を**修正すべきである**旨を引き続き提案した。

EDで提案された通りに維持される項目のリスト

コメント提出者からのコメント

(12) 保険契約を発行する相互会社

コメント提出者コメント

- 少数のコメント提出者は、IFRS第17号BC265項に脚注を追加することを提案したIASBの決定についてコメントした。コメントは様々であった。
 - コメント提出者の約半数は、IASBの決定を支持した。
 - 残りのコメント提出者は、IASBの決定に反対し、IFRS第17号BC264項からBC269項に記載された説明及びスタッフによって作成された教育文書に、一部の相互会社の特性が十分に反映されていないとの懸念を、EDの開発過程におけるフィードバックと首尾一貫して表明し続けた。

スタッフの意見

- スタッフは、IASBが、再審議の一環として本論点を審議する必要はないものの、IFRS第17号の結論の根拠BC265項の脚注案を確認すべきであると考えた。

スタッフの提案

- スタッフは、この論点をこれ以上検討しないものの、IFRS第17号の結論の根拠に脚注案を追加することを確認するよう提案した。

次のステップ

- スタッフは、IASBが修正を最終決定し、2020年半ばまでに修正済みIFRS第17号を公表できると予想している。
- 2019年11月30日に、IASBは、2019年12月10日から12日のIASB会議において議論される予定の文書を公表した。当該文書は、IASBに対し、以下の事項について、投票するように求める予定である。
 - (a) 実質的な再審議をせずに確認すべき修正案
 - 融資についての範囲除外
 - 投資サービスに帰属するCSM – 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位
 - 財政状態計算書における表示 – グループ・レベルではなくポートフォリオ
 - リスク軽減オプションの適用可能性 – 保有している再保険契約
 - 企業結合についての経過的な救済措置
 - リスク軽減オプションについての経過的な救済措置 – 移行日からの適用及び公正価値アプローチを適用する選択肢
 - (b) 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収
 - (c) 保有している再保険契約 – 損失の回収
- 2020年1月から2月にかけて、IASBは残りのすべての論点について投票する予定である。

コンタクトの詳細

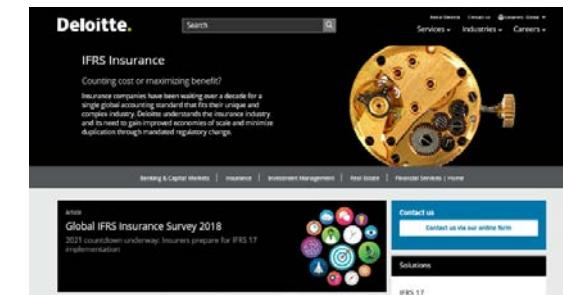
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco -nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites



About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバー フームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー フームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバー フーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー フームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2019. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited